

南房総市長 宛

医 療 機 関 名
 身体障害者福祉法第 15 条
 第 1 項の規定による医師名

㊞

氏 名		男 女	明治・大正・昭和 年 月 日生(歳)	南 房 総 市
<p>下記項目の全てにご記入を御願います。</p> <p>1 障害の状況</p> <p>(1)現症</p> <p>①身体障害</p> <p>②知的障害 最重度 重度 中度 軽度 境界域 普通域</p> <p>(2)運動機能障害・知的障害</p> <p>①運動機能障害・知的障害の原因となった傷病名 原因不詳</p> <p>②運動機能障害の区分 1 脳原性 2 非脳原性</p> <p>③発現年月日及びその症状 年 月 日(歳 月)</p> <p>2 身体の状態</p> <p>(1)座位能力(例えば、洋式便座に座ること。)</p> <p>1 支持なしで可能 2 背もたれで可能 3 排便補助具等の支持装置で可能 4 何れの方法でも不可能</p> <p>(2)移動能力</p> <p>1 歩行可能 2 介助歩行可能 3 車いす自操可能 4 電動車いす操作可能 5 いざり等可能 6 不可能(全介助)</p> <p>(3)移乗能力(例えば、車いす⇔便座などの乗り移り)</p> <p>1 自立 2 要看視 3 要介助 4 不可能(全介助)</p>				

3 意思伝達の状況

(1) 言葉での意思伝達

1 可能 2 少し可能(単語域) 3 ほとんど不可能 4 不可能

(2) 尿意・便意の意思伝達

①尿意 1 言葉で可能 2 動作で可能 3 可能であるが不確実 4 全く不可能

②便意 1 言葉で可能 2 動作で可能 3 可能であるが不確実 4 全く不可能

(3) 尿意・便意の意思伝達が困難【前(2)で1以外の場合】である原因は何か。

4 排泄の状況

(1) 現在の排泄

①排尿 1 自立 2 整った環境・設備で自立 3 誘導で可能 4 要介助 5 全介助
(4、5の場合の具体的方法)

②排便 1 自立 2 整った環境・設備で自立 3 誘導で可能 4 要介助 5 全介助
(4、5の場合の具体的方法)

(2) 介助による排泄の可能性(上記4、5の場合、下記条件で可能か。)

①時間誘導での排泄は

・排尿 1 可能 2 不可能 3 どちらともいえない

・排便 1 可能 2 不可能 3 どちらともいえない

②排便補助具等の支持装置があれば

・排尿 1 可能 2 不可能 3 どちらともいえない

・排便 1 可能 2 不可能 3 どちらともいえない

③介助者がいれば便器での排泄は

・排尿 1 可能 2 不可能 3 どちらともいえない

・排便 1 可能 2 不可能 3 どちらともいえない

(3) おむつの使用状況

①いつから使用していますか。

②現在の使用状況

1 使用していない 2 一部使用している(外出時、日中、夜間、学校、施設)

3 終日使用している

(4) 紙おむつ等の使用について

①排泄管理上、紙おむつの必要度はどのくらいか。

1 紙おむつを使用することは好ましくない。(理由)

2 紙おむつでなくてもよい。(他で代用可能。例えば)

3 紙おむつが望ましい。

4 常時紙おむつが望ましい。

5 常時紙おむつでなければならない。

②教育・訓練による排泄動作・意思伝達能力の獲得の可能性はあるか。

1 可能 2 困難 3 不可能 4 どちらともいえない

③紙おむつを使用することにより、排泄動作・意思伝達能力の獲得を妨げることにならないか。

1 ならない 2 なる 3 どちらともいえない

④ストマ用装具に代えて必要とされる用具

・排尿用具 1 紙おむつ 2 脱脂綿 3 サラシ 4 ガーゼ 5 洗腸用具

・排使用具 1 紙おむつ 2 脱脂綿 3 サラシ 4 ガーゼ 5 洗腸用具